

議 事 録

会議名	平成22年度第3回寒川町まちづくり推進会議		
日 時	平成23年2月25日（金）午前10時	開催形態	公開
場 所	寒川町民センター3階講義室		
出席者	<p>委員：宇條委員、管委員、芳谷委員、久保川委員、川上委員、柳下委員、藤沢委員、江積委員、島村委員、飯田委員、熊谷委員、齊藤(進)委員（会長）</p> <p>事務局：山上町長、田代町民環境部長、樋口町民課長、宮崎主査、熊倉主事（欠席者：各務委員（副会長）、木立委員、齊藤(正)委員、脇委員、田沼委員、佐藤(一)委員、中村委員、奥山委員）</p>		
議 題	「協働」についての町への提言書（案）について		
決定事項	<p>○ 前回の議論を踏まえた提言書（案）及びアンケート調査（案）について検討</p> <p>⇒ （案）に対する様々な意見を踏まえ、最終的な提言書（案）の修正内容を確認した。後日、事務局において修正したものを町への提言書とすることです承。提言内容は次のとおり。</p> <p><提言内容></p> <p>①いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みの構築を図ること。そのために、必要な情報収集として、協働の視点を特に明確にして、町民活動団体等に対して、自治基本条例（以下「条例」という。）の周知も含めてアンケートを作成して、その実態を把握すること。その際には、協働の仕組みを取り入れて、町民と行政が協力して案を作成すること。</p> <p>②町の新しい制度などの情報を、町民にわかりやすく周知するための方法と体制整備を図ること。そのための情報交換の場を設けること。</p> <p>③条例第24条に規定する住民投票条例の策定について、早急に着手すること。 なお、芳谷私案を添付するので検討の際の参考とされたい。</p> <p>④条例の町民への周知について工夫するとともに、職員への意識付けを徹底すること。</p> <p>※ 議事録承認委員の指名 ⇒ 飯田委員、熊谷委員</p>		

<p>議 事</p>	<p>「協働」についての町への提言書（案）について</p> <p>（会長） 本日は、今までの2年間の我々の議論を一つのものとして総括して、町長に提言書を出すことになっている。その（案）が我々の方にたたき台という形で提示されているので、内容の説明を事務局の方からお願いしたい。</p> <p>（宮崎 主査） 資料番号1については、町長への提言書の本体になる部分のたたき台の案になる。この2年間皆様にご議論をいただいてきた部分で、各回の結論として出てきたものを次の回でご検討いただいていった、その内容を積み重ねたものをまとめさせていただいた内容になっている。前半の部分は、経過だとか、いろいろな状況が書いてある。それを踏まえて、次のとおり提言しますので、ということで項目として、1番から4番、内容的には、前回第2回の推進会議の時にご検討いただいて、結論づけて決定事項、提言内容に関する主な意見ということでいただいた内容をまとめて載せてある、そういう状況になっている。資料番号2については、生涯学習活動団体にアンケートという形で考え方を聞いたらどうだというご提案をいただいたことを踏まえて、そのアンケート調査を、これはあくまで項目出しという形でご用意させていただいた。実際にアンケートを実施する段階になったら、当然体裁とか、質問のレイアウトの仕方とかを、そのときに検討することになるかと思う。資料番号3については、前回の会議の終わりのところで、住民投票条例について3自治体の例を提示して、ご覧になって考えておいてください、ということをお芳谷委員の方から投げかけられて、その時にできたたたき台を作ってきましたという発言があった。それを受けてこの資料番号3をお芳谷委員がお持ちくださったということで、参考に資料としてお付けしている。</p> <p>（会長） ありがとうございます。資料番号1が、提言書ということで、今までの経緯が書いてあるが、提言の内容としては4点ある。団体間の交流というか、ネットワークを含めて活動していける仕組みの構築を図りたい。今まで様々な町内における団体の情報等はいただいている。自治会の活動等も情報等はいただいているが、横の連絡・連携といったものを強めていく必要があるんじゃないかということで、交流ネットワークを深めて活動できるような仕組みを構築したらどうかということで1点目。それに関して、資料2でアンケートをいただきたいということで提示されたと思う。それから2番目、自治基本条例そのものがそうだが、様々な町の制度がなかなか町民1人1人に深く行き渡っていない、そういう意味で、町民1人1人に対する周知を徹底するような体制を強化していくことが必要ではないかということ。それから3点目、住民投票条例の関係、これについては、できる限り早期に検討していただく、条例の検討を着手するという。4点目は、協働だから、町民の方だけが問題意識を高めていくのでは話が進まないもので、職員の方々の意識、自治基本条例に対する意識、あるいは自治基本条例を踏まえてまちづくり、あるいは各種の施策を推進する意識を強めなければいけない。そのために職員への意識付けを徹底すること。全体を通してこれからご意見を</p>
------------	--

いただきたいので、よろしくお願ひしたい。

(管委員) 今、町の方から提案されたものを踏まえて、もう少し肉付けをできるところがあれば、その提案をいただく時間をまず設ける。それから、町住民投票条例の草稿案として芳谷委員から提示された。提案書の中の3番目の項目、「早期に着手すること」ととどまっているが、それに加えて着手する場合にこういうことを盛り込んでという意味合いで、これに添付してご提案を申し上げることを含めて、芳谷委員から説明していただく時間をとっていただきたい。それをどういう形で絞り込むか、提案を載せるか載せないか、というような議論があると思う。その次に、その提案のまとめ、今出された提案書に付け加えることがあるとすれば、それを項目ごとに添付するというところで、いかがか。

(会長) そうすると、資料1に今4項目出ているが、他に何か付け加えておく必要があるか、お話を始めたほうがいいのか。それとも一つひとつか。

(管委員) 4項目に渡ってやっていただければと思う。

(会長) では、順番にやていっていいか、あるいは、全体を自由にやるか。

(芳谷委員) もしお許し願えれば、簡単に説明するが。

(管委員) 先に説明していただければ、流れがいいかと思う。

(会長) では、そうしましょう。

(芳谷委員) 資料番号3、住民投票条例のたたき台の案になる。できれば、ある程度まとめてこの会として、町長に答申できればと思っている。作成にあたっては、柳下委員他、いろいろ資料提供等、教えていただいた。こういう法律関係は全くの素人なので、コピーペーストの集まりのようなものだが、この住民投票を一貫して議論しようと申し上げてきたのは、自治基本条例の24条4に、「住民投票に関するその他の事項は、別に条例で定めます」と、未完成だと謳ったままになっている。だから、早くきちんとしたものにした方がいいという提案をしたいと思った。一言で言うと住民投票というのは、今の間接的な民主主義に、大事な問題については住民が直接参加して、直接住民の意思を反映できる制度を確立しておこうということ。この町を考えても、非常に大きく変わってくると私は思っている。例えば新幹線新駅についても、「非常に便利になるからぜひ実現したい」という思いの方もいるでしょうし、あるいは「こんなもん作っても意味ないよ」とおっしゃる方もいる。様々な議論があつて、それに大きな税金を使うことになると、やはり直接住民の意思を確認するということが大事ではないかと思う。内容だが、まず常設型が望ましいと。事案ごとに住民投票をやるとなると、制度の設定から非常に時間もかかり使いにくいものになるから、事が起こる前に、制度として常設して作っておく。使うか使わないか、その時の状況によるけれども、制度としては常設しておくのがいいと考える。対象事項だが、住民投票制度が住民参加の重要な制度として実際活用されていくためには、あまり対象事項を絞らない方がいい。私は、「町政運営上の重要事項」と広く捉えた上で、対象としない事項を

列挙しておくのがいいと思った。しかし、あまり漠然としても困るので、例えば、総額が町予算の1%を超えることが想定される、新規事業、建設事業、不動産の取得および売却は事前に住民投票により、町民の賛否を問う物とする。1%というのは適当に私が入れた数字で、こういう数字を入れるのがいいかどうか、あるいはこの数字が適切かどうかというのは、条例を作る時の町議会か何かで、決められることになろうかと思う。ネガティブリスト①、②、③、④は町の権限に属しないことをやってもしょうがない。それからすでに法令で地方自治法などで決められていることについては、改めてやることはないだろう。③番目の、ある特定の町民のあるいは地域に関係することというのは、ちょっと漠然としているが、できるだけ町民全体に影響する問題を取り上げるべきだろうと考えたから。④番目の町の組織、職員の人事だとかは町長の権限なので、住民投票で云々するべきでないと考えた。それから大きな項目の3番目、誰が発議するかということだが、他のところを調べてみると、例えば外国人の方を除外するとか、いろいろあるけれども、そこら辺は、私は、今のところ住んでおられる方も外国人の方は少数でしょうし、町に住んでいるわけだから、当然自分達の意思を反映する制度には参加されるのがいいと考える。それから未成年者であっても、町の将来に関することをやるわけだから、できるだけ若い人が参加できる方がいいと考えた。それから、どれくらいの人が要請すれば、それが住民投票になるかだが、有権者の1/10、これも私の腰だめだが、ただ、あまりイージーにやると当然お金もかかることだから、濫用されても困るのでどこかで歯止めをしておく必要があると思って、直接請求の場合に必要な1/50以上を上回る必要があるという風に入れた。また、町長及び議会も当然発議権はあると思う。5番目は、そういう要件を満たす合法的な請求が出された場合には、町長は住民投票を実施しなければならないということも入れた。それから住民投票の6番目の成立要件としては、有資格者の1/3以上の投票を必要とする。これを満たさなければ、開票もしないとしたらどうかと思う。住民投票の結果だが、投票がなされた事案というのは、時代が変われば変わってくるし、すぐに同じ問題をやるのはよくないが、2年くらい間をおいて改めて提言することもできる、というところまで作ってみた。実際やるには、選挙を誰がどう管理するのか、選挙管理委員会がやるのかとか様々な問題があると思うが、まずそういう常設の住民投票を制度としてこの町は持つということが、私は大変望ましいと思ったので、たたき台のたたき台を作って、町長にこのような意見もこの会ではあるぞ、ということで提言できればと考えている。よろしくお願ひしたい。

(会長) 住民投票条例の草稿案の内容を説明いただいたが、今回の提言書にどういった形で反映していけばいいのか、その辺も踏まえてご意見いただければと思う。

(管委員) 内容全体としては、私は賛成。この項目の中で絶対こういうことが避けなければいけない、出してはいけないところがもしあれば、それだけを削除すると

ということで、たたき台ということなので、こういうことも策定の中で検討して欲しい、というような要望事項でも。形としては若干調整が必要かもしれないが、これをただ早期に作ってください、ということだけではなく、作る時にこういうことをこうして欲しい、検討して欲しい、ということだから差し支えないと思う。加えて、大和市、逗子市、川崎市の住民投票条例を皆さんもお読みになって、概略把握されてきていると思うが、芳谷委員の草稿と比べて、ほとんど一致するところが多い。骨格としてはできている。活かせる分だけを作ればいい。4年間できなかったことは何故かというのはともかくとして、これを着手すれば、すぐにでも一年でも半年でもできると思うので、ぜひ載せていただきたい。

(会長) その他いかがか。

(管委員) 別項目でもよろしいか。それはそれとして。

(会長) 今、このことを中心にやっている。

(管委員) もし、よければ、町からまとめていただいた案の中で、今は3番目だが、1番で付議していただきたいと思ったことがある。発言してよいか。

(会長) 3番を今まとめたいので。

(江積委員) よろしいか。この住民投票の結果の反映については、半年後にやるとか、すぐにやるとか、そういう文言が入っていないが、いかがか。

(芳谷委員) 例えば結果を町としてやらなければいけないとか、そういう縛りも含めて考えたが、住民投票までやって、その上である結果が出て、それを無視してその反対の方に事業をやっていくというのは、なかなか実際難しいだろう、そこまで書かなくてもいいのかなと思った。

(江積委員) これは入れておかないと、住民投票はしました、その結果は反映されませんでした、というようになってしまったら。

(芳谷委員) 古い例では、原子力発電所の巻町かどこかで、そういう縛りがなかったけど、結局反対が多くて建設中止になったという事案もある。住民の意思がはっきり出たら、それは当然有効だろうと、甘いかもしれないが、そう思う。本当はご指摘の通りだと思う。

(管委員) その項目を入れるかどうかはあれですが、希望としては反映させて欲しいという気持ちはある。

(島村委員) 例えば新幹線新駅の話とか、そういう投票ができるとした場合に、どのような内容で住民投票でやるのか。もう一つは、投票という形、選挙みたいな投票で考えるのか、それとそういうものもあれば、インターネット上からの、若者なんかは参加しやすいでしょうから、そういうことは住民投票として可能なかどうか。それともう一つ、「社会経済情勢等が変化すれば、同一事案であっても」というのがあって、2年の期間があるが、どこかでそういう事例があるんだろうけれども、2年という期間が社会情勢等の変化に長いのか短いのかということも検討していく必要があるのかなという気がした。具体的に住

民投票条例のイメージが大変申し訳ないが、どういう形になるのか。

(芳谷委員) 例えば、新駅を建設ということになると、町としてかなりの予算をとる必要がある。その予算を成立させるかどうかということで、誰かがやめるべきだということで提言をする。どういう点を提起されるかは、発議される人の自由。そんな風に考えている。いろいろな形があると思う。

(島村委員) 投票の形とは何か。私が投票しようとしたときに、どういうものをどんな中に投票していくのかというイメージがつかない。

(芳谷委員) 私も正直言ってないけれども、普通の選挙みたいな感じで賛否を問うという形でいいのではないかと思う。

(島村委員) アンケート的なものを書いてあって、それに丸を付けるとか。

(芳谷委員) おそらく賛成か反対、極めてシンプルに、単純化した形になろうかと思う。

(島村委員) それは集計して、支持した町民のパーセントはともかく、判断材料の一つということか。

(芳谷委員) そういうことになる。今のところは縛りが無い。それからインターネットを使ってというのは、当然考慮すべき事だと思う。ただ、投票の手段までここで決めてしまうのかどうか、投票の実施の細則みたいなものになってくるものなので、特に触れなかった。

(島村委員) 2年の期間はどういうイメージか。

(芳谷委員) これも腰だめ。ただ、一度やったからもう二度とやってはいけないということはないだろうと。どこかでそういうことをやっている条例があったもので、これも入れておいたほうが良いと思った。

(島村委員) いざ具体的にということになれば、皆さんで検討して、これは2年じゃなく、1年とか3年とか、そういう意味か。

(芳谷委員) それはそう。これはたたき台だから。私は法律の専門家ではないから。一応なんらかの議論のたたき台が必要と思って作った。

(宇條委員) 資料3について、具体的に住民投票条例のたたき台を出していただけてよかったと思っている。阿久根市や名古屋市で、住民投票で住民の意見等が反映されて、それが実施されているということで、私は非常にいいと思う。寒川町も過去には警察を廃止するかしないかで住民投票をしている。それで私の意見は、必ず住民投票条例はあったほうが良いと思うし、常設型が良いと思う。他市の参考資料を見ると、議員の1/12以上が発議と書かれていたので、その辺もキチンと書いたほうが良い。議員の何名以上が住民投票すべきと言えば、それができるんだと。そうしないと、やはり議員は町民の間接的な代表で出て、行政をチェックしたり、いろいろなことに関してやっているのだから、何でもかんでも住民投票ではなく、議員がしっかりやっただされればわざわざお金をかけて住民投票しなくてもいいのだから、そこは例えば議員の資質の間

題も出てくるのかなと思う。聡いう意味で議員の発議は重いものかなと私は思っているのですが、そのあたり、発議しやすいように、人数が少なくても議員なら発議できるという感じでしていったほうが良いと思う。

(会長) それについていかがか。

(管委員) 住民投票にかけられている事案に対して、どういうふうに周知徹底されているかというのが前提だと思う。それがないと町民が賛否を投票できないわけだから。そのうえで、いわゆるPR・情報提供、コミュニケーションの取り方等に関わってくるのかなと思う。

(久保川委員) 住民投票の成立要件として1/3以上の投票を必要とすると書いてあって、それを満たさない場合は開票しないというのは、毎回毎回やっても1/3以上の投票が得られなかった場合は開票されないとなると、とてもモチベーションが下がり、ちょっとやる気が落ちてきて、という悪循環になるのかなと思う。私は1/3じゃなくても、とにかく開票して皆さんにこういう状況でいただきましたというのを、広報紙やら何やらで住民の皆さんに、いろいろな方法でこういう意見もありますよ、こういう意見もありますよ、と、あるないの○×問題じゃなくて、もっと意見も入れていただけるような住民投票をしたらいいのかなと、そう思った。

(会長) その他いかがか。

(飯田委員) 住民投票の権利を与えられるものとして、選挙権が外国人、未成年にも与えるべきということだが、この住民投票を先駆けてやられている他の自治体でもやはりこのように含まれているものか。

(芳谷委員) 全部調べていないが、それはまちまち。

(飯田委員) 未成年というのは、大体年齢的にはいくつくらいか。

(芳谷委員) 市町村によっては、16歳以上を認めているところもある。具体化するときに、議会かそんなところで決めてくださればと思う。

(飯田委員) 国のほうでも、具体的に参政権を与えるかどうか議論されているようだが、寒川町議会としては、賛成・反対という色は出しているのか。

(柳下委員) 意見書が出てきて、議会として審議した。結果的には、与えないというのが、議会の意思。

(飯田委員) 議会としては選挙権を与えないと決定されているものについて、住民投票の方は与えるということになると、相反するような感じもする。

(芳谷委員) 私には条例を作る権利もないので、個人的な意見として書いた。あくまで答申をして、議会できちんともんでもらって、決定されることだと私は理解している。

(管委員) 今の件だが、年齢的には、町に在住する者のうち満18歳以上の者とします、というふうに限定されている。

(芳谷委員) 外国人の問題は、国政のレベルだろうと思っている。ここに住んでいる

のは外国人でもいいのではないかと思います。

(柳下委員) この中身は、まだまだ勉強してから案をたたいた方がいい状況だと思う。それで、たたき台にして欲しいだけではなくて、これはもう早急に、いつとかね、時期を決めるまではいかないかもしれないが、条例制定を早急に進めること。なぜかと言ったら、自治基本条例の理念を具現化する一つの町の態度だと思う。ということと、それには、町民のどこか参加が必要であるとか、ということを含めて、これを町に提出したらいかがかと思う。

(会長) 3番目のところに、「本条例第24条に規定する住民投票条例の策定について、できる限り早急に着手すること」とあるが、それはよろしいですね。あと、そうすると、芳谷委員が出されている草稿に関しては、どういう扱いをしておけばいいか。参考資料とか私案ということをつけておくか。

(柳下委員) いいと思う。この会の賛同を得て。

(会長) 会としての賛同を得るとい形となると、いろいろな意見が出ていたが、まとまってはいない。割合がどうだとか、そういう視点が抜けているんじゃないかとか、いろいろな意見が出ているので、会としては賛同はまだできていない。だから、芳谷私案として、参考資料としてこういうのをつけるかどうか、と思う。

(島村委員) 賛同はとってはいけないのか。

(会長) とってもいいが…。

(柳下委員) 全部がこの案に賛同しているわけではない。

(島村委員) まだわからない。賛同するかしないかは、皆さんに確認はしていない。

(柳下委員) 私は今の段階だったら、個人として一委員としての提言書ということでお出しするのが適当かなと思う。

(芳谷委員) 細部の詰めは当然のことだが、議会にお願いするという格好で、こちらにお渡しするという格好で、町長に対しては、一応この会として提言という格好でやっていただければ嬉しいなと思っていた。

(会長) 例えば提言という形も結構だと思うが、先ほどから意見を聞いていると、まだ未確定のところがある。この形で提言するということは、これを前提に進めてくれということになって、割合にしてもあるいは期間にしても、まだ詰めないと、会全体での合意となると、ちょっと時間的に難しいと思う。やっぱりこれを会の合意で提言するとなると、私の責任からして、全ての特に数値の部分で、これを確定しなければ、案として出しましたということではないのかなと思う。できれば、(3)のところに、「策定についてはできる限り」とあるが、「早期に着手する」という風に変えていただいて、早期に着手する場合に、芳谷委員からこういう私案が出ているので、検討にあたっての参考資料としていただきたい。そういう取り扱いが今の段階ではよろしいのかと思う。

(芳谷委員) 町長へ答申する場合に、会として、こういうことを議論して「早急に住

民投票制度を作ってもらいたい」と。私個人というよりも、やっぱり会の皆さんのお力を借りた方がありがたいと思っている。

(管委員) 私は賛成。今会長がおっしゃられたようなことを含めて、すでにこれまで議論されているから。

(会長) いや、それは全ての議論をしないと難しい。それは18歳以上でいいのか、1/3でいいのか、2年間でいいのか。全部やらないと会としての提案にならない。皆さんがこれでもう全ていいというならいいが。

(芳谷委員) その細目まで決めるのは、私は僭越だと思った。

(会長) だから、策定について早期に着手してくれということを出した。

(芳谷委員) ただその場合に、どういうものを作るのかということ。絵に描いた餅では困る。やはり常設型にしないと意味ないと思うし、他の市町村を見ても極端にいうと二つに、これは使えるというものと、これはスローガン、謳い文句だなというのに分かれる。だから、ある程度具体的なもの、こういうものを議論したので参考にしてもらいたいという格好でもいいので、やってもらえるとありがたいと思う。

(会長) 参考にはしていただきたいですね。

(飯田委員) 参考資料を、この委員会として出すのはちょっといかがなものかと私は思うが。

(芳谷委員) 名前を隠したいとかそういうことではないので、私案を答申の中に添付することだけでも結構です。

(会長) いかがでしょうか。今回こういう非常に大事な提案があったが、この会議の中では住民投票条例については鋭意研究を進めていこうという立場だったと思う。それでこういうたたき台が出てきたので、芳谷私案ということで、こういう私案の取扱いは非常に難しいが、今後制定を検討する場合に参考として活用していただきたいという形で、私案という形でもよろしいか。

(柳下委員) いいと思う。芳谷私案ということで。

(藤沢委員) 流れを逆らうような形になってしまうかもしれないが、ちょっとだけ申し上げたい。先ほどからの大半は、住民投票条例についてのご意見、その中で、住民投票条例の考え方・使い方の難しさということもご意見があった。そして最後には議員の存在もというお言葉もいただいた。そこでちょっとわからないのが、資料3のP2の「住民投票の対象としない事項としては」の3番目にくると、もっぱら特定の町民又は地域に関係する事項とあるが、これは住民投票の対象とはしない事項と解釈するのか。仮に新幹線新駅に対して住民投票をやったとするとどうなるのか。それから、今話題のクリーンセンター跡、もう建設が始まっているが、あれを住民投票やったらどうだったのかなという感じもする。私は、住民投票の難しさはなんだろうという、それ以前の表示の仕方だと思う。仮に住民投票があった場合に、これは地域のものはNOだけれども、

全体からすると OK だということだと。例えば、倉見は 49ha 特定が外れたが、今度は田端が 42ha だか特定になった。しかし、すでに田端から農業を営むんだということで陳情が出ている。そうすると、これはどういうことかなと。これから議会で建設経済へ付託されて私らも協議させていただく。この資料 1 の 3 番目の「できる限り早期に着手すること」、だからその中では、そうした面も含めてよく検討していただければということが最も必要なと。

(管委員) 今、藤沢委員がおっしゃったことを踏まえて、そういうことがあった場合に、これからどう構築していったらいいのかと考えるべきだと思う。

(柳下委員) 私は、このままたき台として意義があるものだと思う。それと、自治基本条例ができたときの私の一般質問でも、住民投票の中身はどうするかといったときに、これからやると言っているので、早期に着手する、して欲しいという、ここの中の意思があれば、私案としてたき台の一つとしてくださいということは、皆さんが OK だったら私はそういう取扱いをしたらいいかなと思う。

(管委員) 賛成です。

(会長) 3 のところの答申部分だが、「本条例第 24 条に規定する住民投票条例の策定について、早期に着手すること」でいいのではないか。

(藤沢委員) 私はその後で現実的な難しさに対するものを、何かこう付け加えていただきたいと思います。確かにこれでいいのだけれども。

(柳下委員) 住民投票条例は、実施の前のすごいハードルがある。その案に対してやるかどうかの、署名活動とか。そのハードルをもって個々の案件がすぐに住民投票にかけられるということではない。

(芳谷委員) 確かに一つの住民投票は、大変大きな問題であって、しかも賛否両論、利害得失が入り乱れていて、なかなか結論が出にくい。したがって、皆さんに聞こうじゃないか、民衆のルールでやろうじゃないか、その上で物事を進めていこうということなので、賛成の人は、「こういう利益がある」と盛んに PR すればいい。文書を配ってもいい。選挙じゃないからネットで PR してもいい。反対の人には、「こういうデメリットがあるから反対でお金がかかるから」と。お互いに PR 合戦をやって最終的に投票で決める。というふうなものをイメージしている。

(会長) たき台ということで、芳谷私案ということで、参考にこれを添付するというのでよいか。その場合、この「できる限り」というのは必要か。だから「早期に着手すること」と。それではそういうことでまとめさせていただく。あと 1、2、4 に関して、何かあればお願いしたい。

(島村委員) 資料 2 のアンケートだが、私も商業の部分でこの会議に参加させていただいているが、「属性」というのがあるが、一つの例なのか、これは完成品ではないと思うが、ぜひ属性の中に商工会、団体のネットワーク、特に商工会は

これから地域の活性化ということをすごく重点を置いており、商業者と工業者の経営のスキル云々のところではなくて、地域の中でいかに商業者・工業者が地域活性化に役立てるかということに今進めているので、意義あるそういった意識でここに加えていただきたいなど、参加させていただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

(会長) それは入れたほうが絶対にいい。

(久保川委員) 資料2のアンケート調査だが、その中で(8)誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりっていうところに関してアンケートがない。これは何か付け加えていただくことはできるか。

(会長) 事務局のほうで、資料を作った趣旨を少し説明して欲しい。

(宮崎主査) 資料番号2について、説明が足りなかったところがある、申し訳ない。

まず四角で囲ってある1から8番までの「まちづくり」とは、概ね次のようなことを指します、と入れたのは、単純にまちづくりということのアンケートだけしてしまうと、所謂まちづくりという言葉がまだまだハード的な都市計画的なまちづくりを指すようなイメージがあるので、自治基本条例で言っているまちづくりの指針、この(1)から(8)という形で提示しておいた方が、こういったことに関わる何か取り組みを、アンケートをお願いした団体で何か取り組んでいることがありますか、というような意味で、うちの団体が何か関わりがあるな、ということであれば、これを書けばいいよね、というような助けになるようなイメージで、このまちづくりとは、概ね次のようなことを指しますということを入れてある。それから先ほど島村委員から、活動分野のところに加えて欲しいというお話があった。ここについても、前回の生涯学習団体の資料に載っている区分けだけをここでは例示として入れてある状態で、至らない部分があり申し訳ない。それで、実際にアンケートをやるとなれば、生涯学習団体だけでなく、ボランティア団体や、あるいは公的な団体でもまちづくりに取り組んでいる公益的な活動をやられている、そういった団体宛にはできる限り把握をしてアンケートを行うことになるというイメージは持っている。そういったことも踏まえて、内容的に、じゃあこういう書きの方がいいんじゃないのとか、こういう項目を入れたらどうかということは、どんどん出していただければと思っている。

(柳下委員) 今おっしゃった自治基本条例の指針の何条と書き加えたら明確になる。

(久保川委員) 例を一つ書いておくと、こういうのもあったな、こういうのもやってみようかなと、話も団体さんの中で膨らんでいくのかなと思う。例えば防災だが、青年会の方達が今、乾燥している時期にカンカンと車で呼びかけているのが聞こえて、とても素晴らしい活動だと思うが、それを拍子木を持って歩くと、もっと親しみがあるというか、遠くからでも年配の方とかにもとてもよく聞こえる。そういうのも入れていただけたら、町全体の密着感が出てくると思う。

実際にやっている町はあり、板橋区でもやっている。とても印象にも残る。

(熊谷委員) やっているところもある。そういう話は聞いたことがある。

(柳下委員) まちづくりの具体例として、提案という一項目をどこかに入れたらよいのかなと思うが、入るか。

(島村委員) その他というところに入れたらどうか。

(柳下委員) もうちょっとこう、答えやすい表現のほうがいい。

(会長) これは、いつどのようにアンケートをやるという予定はどうなっているか。

(樋口課長) 前回、協働ネットワークを進めるために、実際どういう意識を持っているかということをもとに把握することが必要だということで、こういうアンケート調査という案を作ってみた。具体的にいつ頃やるというのはまだ決まっていない部分で、提言をいただいて、それでじゃあこういう形、当然アンケートの内容については、もう一度精査を行いつつ、実施するという手続きになると考えている。

(会長) じゃあ今のところ、実施するにあたっては、ご意見等ぜひ気付いたことは言っていたかと思う。

(柳下委員) ちなみに、どのくらいの団体を考えているか。公民館のサークル全部も含めて、どのくらいを想定しているのか。

(樋口課長) 自治基本条例の周知という部分があるので、なるべく多くの団体に出したいと考えている。ボランティア組織とか、先ほどお話のあった商工会とか、商店会連合会みたいなものとか、そういうところにもどんどん出していいと、今のところは考えている。ただ、実行する時期は来年度になってしまうと思う。

(柳下委員) ここでたたく時間がないので、これも次回のまちづくり推進会議でもう少し答える項目も精査した方がいいかと思う。ちょっと答えたら反映できるのか、そのために聞いているとか。そういった答える側のモチベーションがあるような設問の仕方がいいと思う。皆さんのご意見を反映してのまちづくりなので、そういうことも含めてもうちょっとたたいていただければと思うが、今後のアンケートのスケジュールについては、どの考えているか。

(樋口課長) 年3回のまちづくり推進会議の中で、十分な検討ができるかどうかということは、確かに危惧される部分ではある。何人かの有志の方に集まっていたいて、事務局の職員と一緒に考えていただけませんか、とか、そのような形で進められれば一番いいのかなと思う部分ではある。来年度、再来年度の委員の意向もあるのかなと考えているが、今のところは、一緒に進められればいいのかなと考えている。

(管委員) アンケートを取られる場合に、190のグループの責任者、190人の責任者を集めるのはなかなか難しいと思うので、アンケートに必要なグループと思われるところを選定して、例えば10ぐらいの団体の責任者を呼んで、協働に対して考えておられるか、というような事情を聞いて、どういう取り組みを

したらいいのか、それからアンケートをする場合に、どうしたらいいかを責任者に聞いて、把握していただければいいのかなと思う。

(飯田委員) このアンケートを作ることになったのは、前回の委員会で生涯学習活動団体をいくつかピックアップして、お話を聞くのもなかなか大変だし、どの団体に聞いても偏りが出るので、全体にアンケートを出したらどうか、ということから始まったものだと思うので、この団体をひろっていくことによって、中身もだいぶ変わってくるのかなと思うのだが。

(柳下委員) 先ほど課長が言ったことは、まさに協働の精神が発揮された発言だと思う。その中におっしゃられた人達もね、入ってアンケートを練る。でも、それは現実的に不可能なので、私は次回のまちづくり推進会議の人にやっていただければいいと思う。

(管委員) ここで結論を出さなくても、次回に引き継ぐ結論を出せばいいと思う。

(柳下委員) それと、一番大事なことをおっしゃってくださったのは、このアンケートというのは、自治基本条例はまだみんなよくわかっていないから、周知も兼ねてそれで本当に広くというのは、それはとても大事なことなので、それをもって各団体はもっと私達の意見はどうなったのよということで、繋げる。それで、これをもってじゃあ町はどういうふうを考えて、どういうふうに自治を、まちづくり協働を進めていくのと。その一つの手段なので、やはりそれは実態として活かして欲しい。こういうアンケートの下、こういう課題の下、こういう事業をするようになったとかね。やっぱりそこまでいかない、ただやっただけで終わらせないようなやり方を考えているのか。

(樋口課長) おっしゃる通りだと思う。アンケートの結果を反映できるものがあれば、そこでまた次のステップに上がっていけると考えている。実施することが当然目的ではないので、その結果何がどうなったというところ、その辺をきちんと捉えた上で進めなければならない、ということは十分認識している。住民の方と直接何かをするというのは、あまり行政としても経験がない部分なので、その辺はまちづくり推進会議の委員の皆様のご意見等重視しながら、行政の職員、町民と進めていかなければならないと考えている。

(会長) それでは、別添のアンケートを、文章的に皆さんの意見を踏まえて、一番目のいろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みの構築を図ること。で、そのために必要な情報収集として、町民活動団体に対し、アンケート調査を実施し、条例の周知、団体間のつながりが強化できるような内容で、そういう視点でアンケート調査を行うこと。その際に、協働の視点ということで、アンケートの作成等に当たっては、町民と町と、お互いに参画、協力しながら案を作ること。というくらいにしておくか。どうでしょうか。

(川上委員) 協働というのは、町と住民が協力し合ってやっていくことであるけど、このアンケートに書いてあるものは、全部まちづくりといった表向きの感じが

すごくする。私、協働の概念を調べてきたんですけど、「行政単独では解決できない問題がある場合、または、市民だけでは解決できない問題等がある場合に、双方にお互いの不足を補い合い、共に協力して課題解決に向けた取り組みをする」と書いてある。それってこれに合っているか。これは協働か。協働に向けた取り組みに関するアンケート調査と書いてあるが、これ協働いらなくないか。協働じゃない、まちづくりですよ。確かに、連携してやっていくのが協働ではあるけれども、ちょっと知っている人が読んだら、なんだこれ、と思う。

(会長) 結論的には、やめましょうということですね。言われるとおりで、これはそういう文面になっていないので。

(藤沢委員) 私もそんな感じはしていたけれども、それとやはり、「このアンケート調査でいうまちづくりとは」という風に前置きがしてあるけれども、これがまちづくりなのかと思われなような工夫、まちづくりはこういうものかと思われてしまわないようなことが、やっぱり必要かと考えていた。

(会長) 皆さんの意見を集約すると、この案でこのまま出すということは、この場では控えたいということで、考え方として協働を進めるために、現状を把握して、それぞれどんなことが可能なのか、何が必要なのか、そういったことを本当に協働で案を作れるような形で取り組んでいただきたい、というような形で提案したらどうか。

～ 特に異議なし ～

(会長) では、あとはどうでしょう。何かあれば。

(江積委員) 確認だが、住民投票条例の早期着手ということだが、その結果、審議品ければならないということがあるかと思うが、その審議はこの会議でやるのか。

(樋口課長) 住民投票条例の策定については、別にやりなさいよ、ということで、必ずここに諮りなさいよ、という決まりにはなっていない。しかし、重要な部分なので、当然まちづくり推進会議の方にお諮りして、進行していくという形にはなると考えている。別の会議を持つということは、今のところは考えていないので、平成23年度の会議で検討していただくようになると考えている。

(管委員) ここで、この2年間の結論が出て、それを答申しないで、次の平成23年度の推進委員会の方に引き継ぐということか。

(江積委員) 事務局案をもう一回かけるってことでしょ。

(柳下委員) できた時には、まちづくり推進会議にはかけますよ、というのが町の見解です。

(江積委員) 我々の任期は今日で終わりですよ。

(管委員) その後は私達はわからないが、そのままそっくり次年度の方達に引き継ぐわけじゃないんですよ。

(樋口課長) 今日提言をいただいて、その内容について、町でやることもあるし、次の会議で検討していただくということも当然出てくると思う。

(会長) そうすると、あと1、2、4に関しては、特に2と4はよろしいか。

(管委員) 2に関して、町民に周知する体制を図ること、ということだけだったので、具体的に一つの案として、自治会長連絡協議会にまず説明をする、という項目が一つ。2、民生委員児童委員協議会に説明をする。3、全自治会への説明を行う。自治会は、町の行政機関の末端の機関なので、当然自治会が一番先に周知徹底を図らなくちゃいけないことだと思う。ということで、この3項目を明記していただければ有り難いな、という提案。

(会長) という提案だが、いかがか。

(柳下委員) 町から新しい制度ができたということ、どういう風に自治会にやるかという体制整備って一概に言いますが、本当に具体的にイメージできるか。

(管委員) これは町の方で作っていただいた案の中の項目だが、こういう項目を検討しようと我々も前回の会議でも結論を出した。それを踏まえて、体制整備を図ることといたって、どうやって図るのということになると思いませんか。

(柳下委員) 町民に周知するために議会だよりがあり、それで全部周知している。議会だよりの配布ということで、体制整備はできている。だが、言っていることは、もっとわかりやすく、生活に密着したことを教えてください、そういう体制を作ってくださいね、ということ。求めているのはもっとわかりやすい周知方法の対策をなさいと。町の情報をもっとわかりやすく、情報が共有できないと協働なんて成り立たないので。制度というと堅いので、町の情報をもっとわかりやすい形で住民に周知する方策を立ててください。町は広報に載せました、HPに載せました、で終わる。そこのところをもうちょっとこっちも考えなければいけないことだと思う。

(江積委員) それで、アンケートをとりましょうということだった。

(柳下委員) 一つの方策として、現状把握ということで、そこに繋がる。

(管委員) おっしゃるとおりで、1番と2番をわざわざ分けて、提言をした。それだけ、分ける意味があった。

(柳下委員) 情報をよりわかりやすい形で住民に周知する方策を立ててください、としたらどうか。

(管委員) 全自治会に説明にいった時に、担当者と町民が顔を見ながら情報交換ができる、触れ合いができるということが大事なことだと思う。

(柳下委員) そういう情報交換の場を設けることとか。そこまでした方が、行政には理解しやすいかもしれない。情報の共有化のために、もっとわかりやすく町民が町の情報を理解するために、情報交換の場を設けること。

(江積委員) そういう場というのは、もうあるんですよ。パブコメもある。自治会を通じてもある。議会だよりもある。町の広報もある。あってもパブコメなんて

一番多くたって10人くらいですか。広報だ、議会だよりと、読んでる人は、20%ぐらいしかいないと。それでどうしようかということで、この会でも問題になったわけで、じゃあアンケートをとってみましょうと。

(管委員) 自治会と団体とは違うんですよ。自治会を中心とした情報交換の場を設ければ、ひととおりは説明できるかなと思う。HPだとか、もちろん広報だ、HPを開けばわかりますよというけど、わからない。私は理解できない。何々会議がありました、詳細は町に来て見てください、とかね。その次のHPを進もうと思うと、進まない。情報が入っていない。入っているものもあるが、必要な見たい情報が入りきらない。そういったものに対しては、やはり1対1で説明できる場を欲しいなということ。

(柳下委員) その仕組みは、町長への手紙とか、そういう仕組みはある。

(藤沢委員) 周知の方法というのは、色々あるし、また難しい。今、自治会という言葉がでてきた。なかなか町の意向というのを自治会に繋いでいくというのは、これは難しいと思う。議会だよりということも出た。確かに、議会だよりは制限もあるし、結局は町の広報を頼るしかないんだろうなと。パブコメやっても、結果を見ると、極めて人数は少なかったということで。広報の方法というのも難しい。

(会長) 皆さんの意見をいただいて、町の新しい制度などの情報を町民にわかりやすく周知するための方法と体制整備を図ることと、そのための情報交換の場を設けることと。そういうふうにしたらどうか。あと4はいいですか。職員への意識付けを徹底することとあるが。

(藤沢委員) そうですね。町民への周知について工夫してもらおうと、結局は結論になってきたようですね。

(会長) 大体よろしいか、この内容で決まったということで。1番目、いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みの構築を図ること。そのために必要な情報収集として、協働の視点を特に明確にして、町民活動団体等に対して、条例の周知も含めてアンケート等を作成して、その実態を把握する。その際、アンケートの案の作成等には、協働の仕組みを取り入れて、町民と行政が協力して案を作成する。2番目は、町の新しい制度などの情報を、町民にわかりやすく周知するための方法と体制整備を図ること。そのための情報交換の場を設けること。3番目は、本条例第24条に規定する住民投票条例の策定について、早急に着手すること。芳谷委員の作っていただいた案については、私案、たたき台ということで添付する。4番目、本条例の町民への周知について工夫するとともに、職員への意識付けを徹底すること。よろしいか。それではこの内容で提言ということで提出させていただく。

	<p>○ 提言書の授受について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見を踏まえて（案）を直したものを、事務局において町長へ提出することです承。 <p>○ その他委員から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の名簿に住所と電話番号を入れて配付して欲しかった。 ・ 斉藤先生から事前に協働について教えてもらってから検討できれば、もう少し分かり合って話ができただろうではないか。 ・ 団体推薦の委員について、できるだけ任期中の変更が生じないよう工夫して欲しい。 ・ まちづくりの共通概念をもつ意味からも、レクチャーの時間が必要。 ・ 議事録の作成と会議日程の決定に時間がかかりすぎる。 ・ 斉藤先生にまちづくりについての基本的なお話を聞かせていただく機会を、ぜひ作って欲しい。 ・ 会議の進行が非効率的。プロジェクター使用など効率的運営に努めて欲しい。 <p>○ 会長から町長へ</p> <p>この2年間、町民の皆さん方が、協働とは何か、本当に真剣に熱心に議論している。その協働をこの寒川の町に定着して、あるいは理解して広げていくためには、何が必要なのか。それも非常に具体的なところまでは、なかなかいかなかったが、提言書のとおりまとまった。提言をどういうふう to 実現するか、あるいはこういうふう to 実現した、というのを皆さんにできれば返していただいて、それが本当の協働になると思うので、ぜひ、町長のお力で前進、実行していただきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>午後0時10分閉会</p>
<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (案) 「協働」へ向けた取り組みに関する提言書 (資料番号1) ○ (案) 「協働」に向けた取り組みに関するアンケート調査 (資料番号2) ○ 寒川町住民投票条例 (案、草稿) (資料番号3)
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>飯 田 治、熊 谷 靖 子 (平成23年3月30日確定)</p>